

二元的所得税をめぐる政策決定

—1990年代のスウェーデン税制を事例に—

伊 集 守 直

要 旨

スウェーデンにおいて1991年に導入された二元的所得税の制度的特徴は、資本所得を勤労所得から分離し、地方所得税の平均税率および法人税と同レベルの税率で比例課税することにより、二元的所得税の理念型に非常に近いものであった。同国が二元的所得税の導入に踏み切ったのは、経済のグローバル化が進むなかで、資本逃避を抑制しながら経済成長を達成し、同時に税収を調達することが要請されるなかでの選択であった。

1991年改革以降のスウェーデンの二元的所得税に関わる税制改正は、二元的所得税の理念型からの変更を多く含むものであった。90年代前半の経済危機下においては、保守中道連立政権により「成長促進型」の税制改正が実施され、配当課税の廃止、キャピタル・ゲインに対する税率の引下げなど二元的所得税からの乖離が見られ、さらには資産課税の軽減・廃止がもくろまれた。

それに続く90年代中盤以降の景気回復期には、社民党政権により「所得再分配型」の税制改正が実施され、国税勤労所得税の累進性の強化や純資産税の維持が図られると同時に、資本所得に対する中立的課税が復活し、二元的所得税への回帰が見られた。

結果として、スウェーデンにおける二元的所得税は、経済効率性と公平性をバランスさせるという政策意図のもとに社民党政権のもとで積極的に維持されてきたということが明らかになった。

目 次

- | | |
|------------------------------|--------------------|
| I. はじめに | 度変化 |
| II. スウェーデンにおける二元的所得税の導入 | 1. 制度変化の政治的・経済的背景 |
| 1. 二元的所得税の仕組み | 2. 保守中道連立政権による税制改正 |
| 2. 1991年税制改革による制度設計 | 3. 社民党政権による税制改正 |
| 3. 税制全体における資本所得課税の位置づけ | IV. おわりに |
| III. 1991年税制改革以降の二元的所得税をめぐる制 | |

I. はじめに

二元的所得税は、1990年代初頭に北欧諸国を中心に導入され、近年、わが国の税制改革論議においても注目を集めている税制のひとつである。本稿では、その二元的所得税を他国に先駆けて導入したスウェーデンの税制を取り上げ、二元的所得税導入以降の制度変化について、勤労所得課税、資本所得課税を中心に据えつつ、さらに、法人課税や資産課税との関係にも注意を払いながら分析を行っていく。

これまでのわが国における二元的所得税をめぐる議論では、おもに包括的所得税論、支出税論、最適課税論などに代表される従来の租税論の展開のなかに二元的所得税を位置づけようとする研究がなされてきた(石 [1999], 馬場 [2000a] [2000b] [2001] [2002], 田近 [2002], 森信 [2003] [2005])。そこでは、とくに包括的所得税の「アキレス腱」とされる資本所得課税のもつ問題点を、理論面、税務執行面から検討し、その問題点を克服する実際的な代替案の1つとして二元的所得税が捉えられてきたと言えよう。

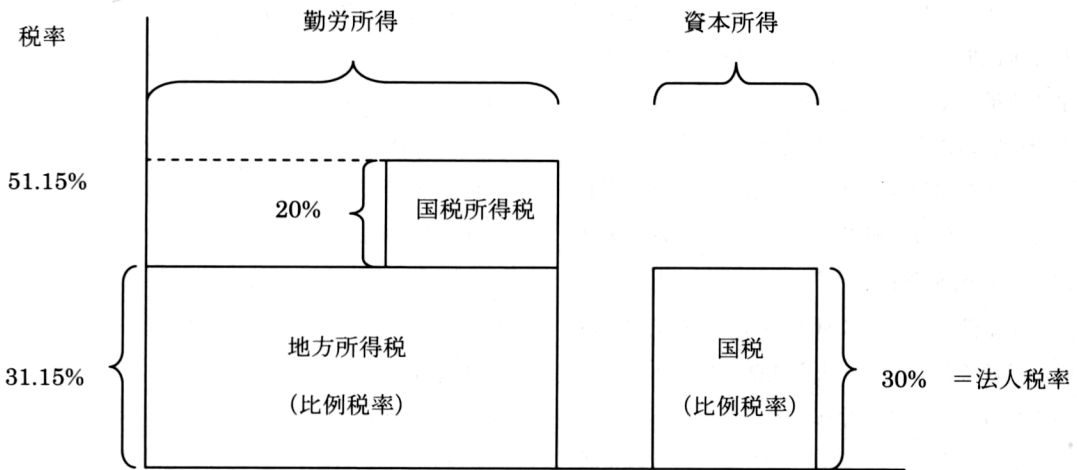
二元的所得税は、その理念的枠組みとして、勤労所得と資本所得を分離し、前者には累進課税、後者には勤労所得税の最低限界税率および法人税率に等しい比例税率での課税を適用する。このような理念的なモデルでは、支出税論や最適課税論の観点、つまり貯蓄を阻害せず、経済のグローバル化という環境の下での資本逃避を抑制するという面から、資本所得に対する分離比例課税が正当化される。また利子、配当、キャピタル・ゲイン、不動産所得といった資本所得を一括し、税率を低く抑えることで租

税裁定を防止し、租税回避誘因を少なくするという面でも評価されることとなる。このように、これまでの二元的所得税に対する理論的検討および評価は、おもに資本所得税の位置づけをめぐる行われてきたといえる。

しかしながら、二元的所得税を評価するには、資本所得税を中心とした理論的検討にとどまらず、実際の制度設計について、経済効率性や所得分配の観点を含めて税制全体の中に位置づけて議論する必要がある。これまでの研究において十分にはなされてこなかった課題でもある。そこで、スウェーデンの二元的所得税を通じてこの点を検討することが本稿の第1の課題である。

スウェーデンの二元的所得税をめぐる制度設計については、これまでいくつかの研究が行われてきた(馬場 [2000a] [2000b] [2001] [2002], 伊集 [2004])。とくに、馬場 [2002] においては、二元的所得税の導入からの経過を踏まえうえて、二元的所得税制における財源調達機能や所得再分配機能に関わる勤労所得税と資本所得税の役割分担や、利子控除やロス控除などをめぐる資本所得税の課題を明らかにし、わが国への政策的含意を導いている。しかし、その分析は1990年代後半の定点的なデータによっており、90年代を通じて政権交代などを交えながら大きく変化してきた同国における制度設計やそこで期待された役割が明らかにされていないため、実際の制度に対する評価としては不十分なものとどまっている。そこで、90年代に見られた制度設計の変化や政権がもつ政策意図を明らかにすることによって、スウェーデンの二元的所得税に対する評価をより明確にするということが本稿における第2の課題となる。

図表1 スウェーデンの二元的所得税 (1991年)



〔出所〕 関口・伊集 [2006], 183頁をもとに筆者作成。

そこで以下では、第2節において、スウェーデンにおいて二元的所得税が導入されるに至った背景に触れ、つぎに1991年税制改革で形成された制度的枠組みを整理し、スウェーデンの二元的所得税における論点を示す。そのうえで、第3節では、その後の政治的・経済的状況の変化を踏まえながら、政策決定過程を分析することで二元的所得税をめぐる制度設計と政策意図の関わりを明らかにしていく。

II. スウェーデンにおける二元的所得税の導入

1. 二元的所得税の仕組み

スウェーデンでは、1991年に、所得税、法人税の限界税率の引下げと課税ベースの拡大や付加価値税の課税ベースの拡大をともなう包括的な税制改革が実施され、その中で二元的所得税が導入された¹⁾。同改革により導入された二元的所得税を概念的に図示すれば、図表1のよう

になる。まず、それまでの総合所得税のもとで合算されていた勤労所得と資本所得が分離された。勤労所得には、地方政府が税率決定権をもつ地方所得税が比例税率で課税される。そして、相対的に上位の所得階層に対してのみ、税率20%の国税所得税が累進的に課税されることとなった。

これに対し、勤労所得から分離された資本所得については、預金、債券、株式等から生じた所得を一括し、利子控除とロス控除を行ったうえで名目純資本所得に対して、地方所得税の平均税率とほぼ等しい30%の比例税率で課税されることとなった。さらに、それまで税率52%で課税されていた法人税は資本所得税率と同じ30%まで税率が引き下げられた。

これらの制度改革により、1991年改革において採用された税制は、二元的所得税の理念型に非常に近いものとなった。馬場 [2002] に従えば、その特徴は以下のように整理できる。第1に、資本所得を累進的に課税される勤労所得から分離することで、異なる累進税率が適用され

る家族間での所得移転による租税回避を防ぐことができ、さらにキャピタル・ゲインの実現がある年に集中した場合の「過重負担」に対する平均化措置をとる必要がなくなる。第2に、資本所得間の税率格差やロス控除率・利子控除率格差、さらに収益に対する同様の格差を利用した投資家の租税裁定を防ぐことができる。第3に、法人税率を資本所得税率に合わせることで、年金基金の収益に対する課税を企業課税段階で代理でき、また、法人税制と個人所得税制の負担調整を容易に行うことができる²⁾。

以上のように、スウェーデンで採用された税制は、とくに税率面において、二元的所得税の理念型に非常に近いものとなった。しかしながら、この税制は改革が実施された直後から、資本所得税、法人税を中心に多くの制度改革を経験することとなる。そこで、分析に入る前提として、1991年改革の背景と具体的な制度設計について明らかにすることによって、スウェーデンの二元的所得税における論点を整理しておこう。

2. 1991年税制改革による制度設計

(1) 従来の税制の問題点³⁾

従来のスウェーデン税制は、高い税率と狭い課税ベースを特徴にしていた。第1に、総合課税が適用されていた個人所得税は、限界税率が非常に高く設定されており、1988年時点で、およそ31%の税率をもつ地方所得税に加えて、国税所得税の限界税率は、5%、20%、34%、45%という4段階の累進構造をもっており、これに加えて、課税最低限が10,000クローナと低かったため⁴⁾、低所得階層に対しておよそ36%、平均的な所得階層に対しては50%を超える税率で課税されていた。その一方で、課税

ベースに関しては、雇用主から支給される自動車、住宅、食事、旅行、あるいは低利貸付といったフリンジ・ベネフィットが過小に評価されており、しかも、これらの給付が高所得階層により普及していることから、垂直的公平を阻害する要因になっていた。

第2に、個人所得税の中でも、資本所得に対する非中立的な課税が多くの問題をもたらしていた。とくに、キャピタル・ゲインの優遇および支払利子の無制限な控除により、資源配分が低税率の領域に集中するという非効率な状況が見られた。キャピタル・ゲインに関して見ると、保有期間が2年に満たない株式のキャピタル・ゲイン(あるいはロス)は、すべて課税(控除)され、2年を超えるものについては、その40%が課税(控除)されていたため、保有期間が2年に満たない株式のキャピタル・ロスと2年を超える株式のキャピタル・ゲインを組み合わせることによって、租税負担を軽減するという租税裁定を生んでいた。さらに、支払利子の無制限な控除が認められていたため、とくに高所得階層はほとんど費用をかけずに借入れを行うことが可能になっていた。そして、これらの優遇措置の結果、個人の資本所得からの税収はマイナスになるという財源調達上の問題をもたらすとともに、その原因が上位20%の納税者に集中していたため、垂直的公平が阻害される結果となっていた⁵⁾。

第3に、法人税に関しては、税率52%の法人税に加え、インフレ調整に基づいた税率20%の利潤配分税が課されており、課税ベースが互いに控除されることで、税率は合わせておよそ57%という水準に達していた。しかし、その一方で、非課税準備金である投資基金制度⁶⁾や棚卸資産の評価減制度などの存在により、課税

ベースが著しく狭められ、実効税率は20%程度になっていた。また、留保利潤に対する実効税率が、分配利潤に対する実効税率より低くなっており、法人レベルでのこの分配利潤に対する相対的に重い課税に加え、株主レベルでは配当よりもキャピタル・ゲインの方が実効税率は低かったため、資本のロック・イン効果をもたらしていると問題視されていた。

(2) 二元的所得税をめぐる制度変化

社会民主労働者党（以下、社民党）政権のもとで実施された1991年税制改革では、純資産税を除く税制の主要な部分が改正された。ここでは、この包括的な税制改革のうち、本稿の分析対象となる二元的所得税に密接に関わる範囲に焦点を合わせ、その制度変更についてやや詳しく見ていこう⁷⁾。

第1に、勤労所得税は、それまでの累進税率が大幅に引き下げられた。およそ31%の平均税率をもつ地方所得税に加え、課税所得が17万クローナを超える相対的に上位の所得階層に対して国税の勤労所得税が税率20%のみで累進的に課税されることとなった⁸⁾。また、それまで定額に設定されていた基礎控除については、限界税率の引下げにより租税負担が低所得階層にシフトすることを是正する目的から、ブルーカラー労働者が集中する所得階層において増額させるという措置が取られた⁹⁾。

第2に、資本所得は地方所得税の平均税率と同レベルとなる30%の税率で国税としてのみ課税されることとなった。従来の税制の問題点であった資本所得に対する課税の非中立性を是正する目的から、所得の種類に関わらず損益通算され、名目純資本所得に対して比例課税することが原則となった¹⁰⁾。また、株式や有価証券に

関して、投資の期間による課税の差別化は認められなくなった。

ただし、税務執行上、あるいは租税政策上の理由からいくつかの措置が取られることとなった。第1に、キャピタル・ゲインに対しては、従来通り、実現価値で課税されるため、実効税率を下げる延期効果を緩和する目的から、キャピタル・ロスが生じた際の控除は70%に制限されることとなった。ただし、株式による家計の貯蓄を促進する目的から、上場株式のキャピタル・ロスに限って、その全額が控除の対象とされた。第2に、支払利子に関しては、1991年税制改革による住宅に関連する税負担の増加を軽減する目的から10万クローナまでは全額が控除対象とされた¹¹⁾。

第3に、法人税については、税率が52%から資本所得税率に等しい30%に引き下げられ、それまでインフレ調整原則に基づいて課税されていた利潤配分税は廃止された¹²⁾。これらの税率の引下げに対して、投資基金制度、棚卸資産の評価減制度の廃止に加え、株式と事業不動産からのキャピタル・ゲインが、その名目価値に全額課税されることにより、課税ベースが大幅に拡大する結果となった。

また、原則として二重課税が継続されることとなったが、同時に、新規発行株式の価値の年間最大10%を上限、20年を限度期間として、株主に分配する配当を課税ベースから控除するいわゆるアネル控除（Annell avdrag）も継続するという緩和措置がとられた。この措置により、法人部門の分配所得に対する租税負担が下がることになり、資本所得課税において、株主レベルでの課税延期を通じたキャピタル・ゲインの優遇措置が是正されたことと合わせて、資本のロック・イン効果を縮小し、経済効率性を

改善することが意図された。

さらに、課税ベース拡大の要請から非課税準備金を一切認めないという原則に反し、税平衡準備金制度 (Skatteutjämningsreserv, SURV) が導入された。二重課税が実施される名目所得に対する課税制度においては、株式による資金調達よりも借入れの方が優遇されることになる。さらに、課税ベースが非常に広い場合は損金遡及引当金が必要となる。これら2つの観点から、企業の株式資本を、その30%を限度として税平衡準備金へ配分することが認められた。

これらの制度変更は税収面においては、法人に対する租税負担を変化させないことが意図されていたが、同時に、資産に対する投資やその調達方法に関するインセンティブが重要視された。企業の財源調達に関して、まず、税率の引下げと株式資本に対する税平衡準備金の導入により、内部留保により調達される投資の課税前収益率を引き下げ、借入れによる調達に対する負担を相対的に上昇させることがもくろまれた。続いて、分配法人利潤に対する部分的な二重課税の緩和により、新規株式発行により調達される投資の課税前収益率が内部留保により調達されるそれより低く抑えられることを通じた中立性の達成が意図された¹³⁾。

3. 税制全体における資本所得課税の位置づけ

1991年改革を主導した社民党政権は、経済のグローバル化に対応すべく、資本所得を総合課税からはずし低率で課税しながら中立的な比例課税も実現することで、各種の租税裁定を防ぎ、経済効率性を高めようとする意図を二元的所得税に込めていた。ただし、それと同時に、個人所得税における総合課税を放棄しながら

も、課税の公平性を確保することが税制改革過程で至上命題でもあった¹⁴⁾。

そのため資本所得税自体もその役割を期待されることとなった。すでに触れたように資本所得課税に関わる制度設計では、支払利子やキャピタル・ゲインに関する非中立的な措置を除去することによって課税ベースを広げ、さらに累進課税から分離し、税率を下げることによって租税回避誘因を抑えることを試みた。その結果、それまでおもに中高所得階層に対する税額控除を通じて実質的にマイナスの税収をもたらしていた資本所得に対する課税は、図表2に示されるように、1990年代半ば以降の景気回復に合わせて税収をもたらすにいたり、垂直的公平の実現に寄与する側面をもっていた。

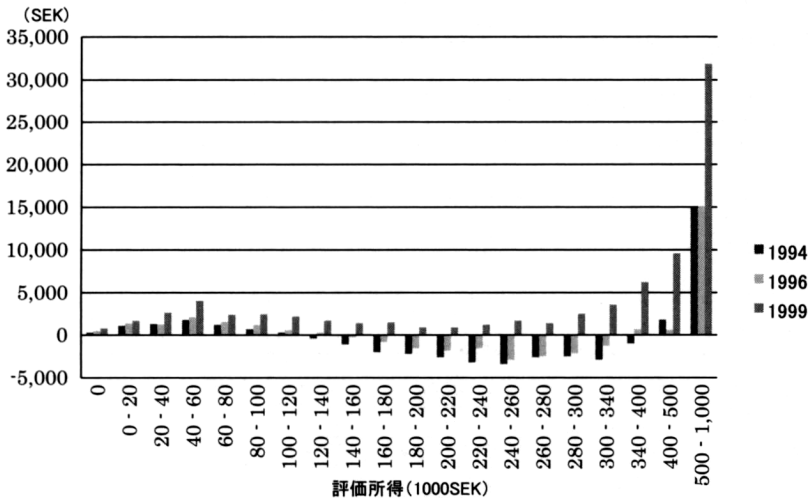
この点を図表2および図表3に従って確認してみよう。図表3は所得階層別に見た一人あたり資本所得税負担額を純額で示している。1994年には、資本所得税収は全体で3億クローナのマイナスとなっているが、これはおもに年間評価所得が12万~40万クローナの中高所得階層での税額控除を通じた税収のロスが原因となっている。1996年には全体として42億クローナというプラスの税収をあげているが、これは100万クローナ以上の最高所得階層の税負担額の増加と、上記の中高所得階層における税収ロスの幅の減少に起因しているといえる。さらに、1999年になると、全体で252億クローナの税収をあげると同時に、すべての所得階層においてプラスの税収をもたらしている。とくに、30~40万クローナを超える高所得階層における税負担額の伸びが著しくなっていることが観察される。このように、景気の回復に合わせた資本所得税収の増加は、同時に垂直的公平の実現に寄与してきたということがわかる。

図表2 資本所得額および資本所得税収の推移 (10億 SEK)

	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999
利子・配当所得	48	53.1	47.8	41.8	46.6	46	42.8	37.4	38.7
支払利子	-84.7	-91.2	-84	-76.8	-74.7	-70.6	-60.7	-56.7	-53.9
純計	-36.7	-38.1	-36.2	-35	-28.1	-24.6	-17.9	-19.2	-15.1
キャピタル・ゲイン	41.7	19.1	19.6	38.8	21.5	42.4	59.3	64.1	102.6
キャピタル・ロス	-3.3	-4.1	-5.5	-6.5	-4.9	-4.6	-4.2	-4.5	-3.3
純計	38.4	15	14.1	32.3	16.6	37.7	55.1	59.6	99.3
資産管理費用	-1.3	-0.9	-0.7	-0.4	-0.3	-0.4	-0.5	-0.5	-0.6
資本所得純計	0.4	-24	-22.8	-3.1	-11.8	12.7	36.7	39.9	83.6
資本所得税収	-0.7	-6.5	-6.2	-0.3	-3.1	4.2	11.3	12.7	25.2

〔出所〕 Riksskatteverket [2001], p80より作成。

図表3 所得階層別一人あたり資本所得税負担額 (純額)



(注) 表記上の必要から、負担額が非常に高くなる評価所得100万クローナ以上の所得階層は除外している。当該所得階層の一人あたり資本所得税負担額 (純額) は、182,700クローナ (1994年)、271,446クローナ (1996年)、267,177クローナ (1999年) となっている。

〔出所〕 Riksskatteverket [1996], p.67, [1998], p.76, [2001], p.89より一部修正のうえ作成。

ただし注意を要するのは、図表4が示すとおり、資本所得税の税収が伸びた1990年代後半においても、その税収額は勤労所得税と比較すれば限界的なものにとどまっている。これは、馬場 [2002] が指摘するように、二元的所得税では、勤労所得税が税収調達機能および所得再分配機能の主役を担っていることを意味してい

る¹⁵⁾。

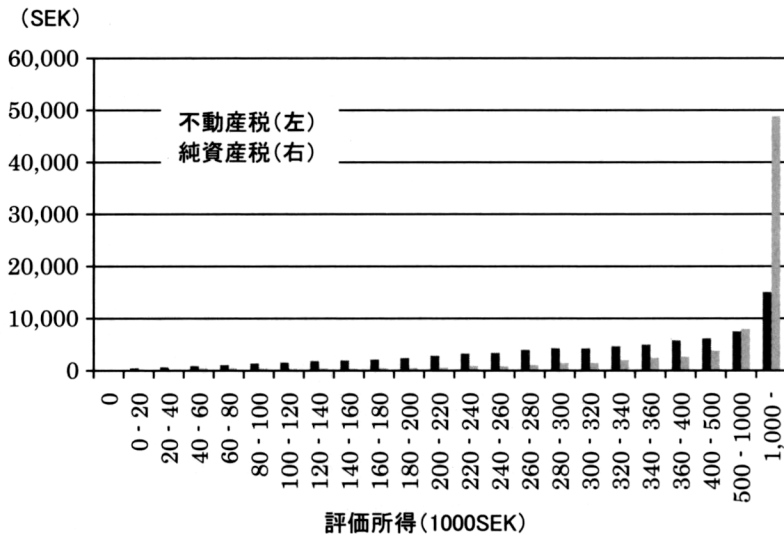
とはいえ、スウェーデンにおける二元的所得税のもとでの課税の公平性を評価する際には、税収調達機能と所得再分配機能を中心に担う勤労所得税だけでなく、資本所得税、さらには経常的財産税である純資産税の存在にも注意を払った議論が行われている。

図表4 個人に対する所得税・資本課税の税収の推移 (100万 SEK)

	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999
地方所得税	239,172	243,607	255,551	265,082	277,119	285,497	298,883	315,291
国税所得税	17,234	17,879	21,386	23,444	25,930	29,345	31,909	29,577
勤労所得税合計	256,406	261,486	276,937	288,526	303,049	314,842	330,792	344,868
資本所得税	-6,549	-6,151	-258	-3,108	4,161	11,313	12,694	25,213
純資産税	2,112	2,785	3,072	3,503	5,034	5,329	5,893	8,428
不動産税	9,043	10,616	10,731	10,835	15,037	14,870	13,255	13,253
相続税	1,000	811	1,000	1,085	1,165	1,573	1,755	1,878
贈与税	192	123	120	303	198	222	250	272
資本課税合計	5,798	8,184	14,665	12,618	25,595	33,307	33,847	49,044

〔出所〕 Riksskatteverket [2001], p40および p72より作成。

図表5 不動産税・純資産税の所得階層別負担額 (1996年)



〔出所〕 Riksskatteverket [1998], p.76より作成。

純資産税は、税制全体のなかで、比例的な資本所得税を累進的に補完する役割をもつ税目として位置づけられてきた¹⁶⁾。その課税ベースには、持ち家、テナント所有権、別荘、農業用資産、賃貸用資産などの実物資産だけではなく、資本所得税と同様に、預金、債券、株式などの金融資産が含まれる。1991年までは累進課税がなされていたが、92年以降、1.5%の比例税率での課税となった。図表4に従ってその税収の

推移を観察すれば、純資産税は不動産税と比較して、それほど大きな税収をあげていない¹⁷⁾。しかし、不動産税が課税対象となる不動産の市場価値の75%を課税ベースとして1.5%で比例課税されるのに対し、純資産税は上記の実物資産と金融資産を含めた純資産のうち、80万クローナを超える部分に対して課税されるため、図表5に示されるとおり、累進的な効果をもつことになる¹⁸⁾。このように、純資産税を含めて

図表6 税率の推移

	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997
勤労所得税								
最高限界税率(国税)	35	20	20	20	20	20	25	25
最低限界税率(国税)	3	-	-	-	-	-	-	-
平均地方所得税率	31.16	31.15	31.04	31.04	31.05	31.50	31.65	31.66
資本所得税	-	30	30	30	30	30	30	30
配当	-	30	30	25	-	30	30	30
キャピタル・ゲイン	-	30	25	25	12.5	30	30	30
法人税	40	30	30	30	28	28	28	28
不動産税(持ち家)	0.47	1.2	1.2	1.5	1.5	1.5	1.7	1.7
純資産税	1.5-3.0	1.5-2.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
相続税	10-60	10-60	10-30	10-30	10-30	10-30	10-30	10-30

〔出所〕 Skatteverket [2006]、Regeringens Proposition [1991][1993]より作成。

二元的所得税を捉えなおすと、勤労所得については、地方の比例所得税が国の所得税で累進的に補完され、資本所得については、資本所得税が純資産税で累進的に補完されていることがわかる。

ここで、本節で明らかにしたスウェーデンにおける二元的所得税の特徴を簡単に整理しておこう。資本所得は勤労所得から分離されるため、累進課税から外れることとなるが、これは必ずしも資本軽課だけを意図したものではなく、実質的に税収を生み出すことによって垂直的公平を改善する効果も期待されていた。さらに、資本所得税は純資産税の存在によって累進的に補完されている。これらはスウェーデンの二元的所得税が効率性だけでなく公平性の側面も強く意識されながら、制度設計されていることを示している。

さらに、資本所得税の中身に目を向ければ、課税の中立性を達成するために必要な調整に力がそそがれている。キャピタル・ロス控除については実現時課税という税務執行上の問題を是正する措置であるのに対し、支払利子控除につ

いては二元的所得税の理論的問題というよりも、住宅に関連する納税者の負担を軽減しようとする政策的配慮の1つとして位置づけられる。加えて、法人税との関わりから観察されることは、二重課税を存続させつつも、企業に対する軽減措置を図りながら、法人部門と株主レベルでの負担の配分を調整し、経済成長に資する投資環境を用意することが強く意識されているということである。

以上のように、1991年税制改革で導入されたスウェーデンの二元的所得税の特徴と政策上の論点を踏まえ、90年代の税制改正の分析に入っていこう。

Ⅲ. 1991年税制改革以降の二元的所得税をめぐる制度変化

1. 制度変化の政治的・経済的背景

1991年税制改革は、社民党政権のもとで1991年1月1日からその主要部分から実施された。図表6は、スウェーデンの二元的所得税に関連

する主要税目について、90年代前半から中盤にかけての税率の推移を示している。同図表から明らかのように、91年に導入された二元的所得税を中心とする税目には、その翌年から多くの制度変更が加えられている。

まず、1992年には資本所得税のうち、キャピタル・ゲインに対する税率が25%まで低下し、それまで累進課税とされていた純資産税が1.5%の比例税率となっている。資本所得に対する税率はさらに軽減され、93年改正を経て、94年には配当課税が廃止され、キャピタル・ゲインに対する税率は半減されており、資本所得に対する中立的課税という二元的所得税の原則が崩れていることがわかる。さらに、資本所得税と同率で課税されていた法人税は税率が28%まで引き下げられた。

これに対して、1995年以降は一転して、二元的所得税への回帰が観察される。95年には、配当、キャピタル・ゲインを含めた資本所得が再び税率30%で課税されることとなった。さらに、96年になると、国税所得税の限界税率が25%、不動産税率が1.7%までそれぞれ上昇していることがわかる。そこで本節では、これらの税率変更の特徴的に見られる二元的所得税からの乖離、およびそれへの回帰を中心とする制度変化の分析を行っていくが、まずは制度改正の政治的・経済的背景を探ることから始めることにしよう。

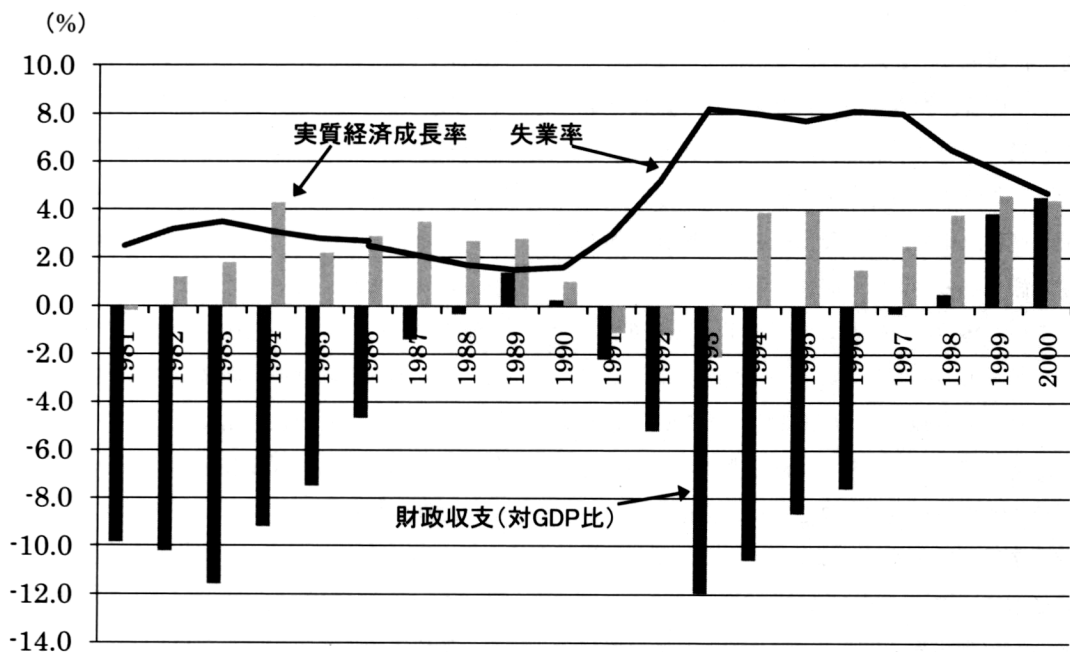
政治的背景として最も重要なのが1991年に起こった政権交代である。91年9月に行われた国会議員選挙の結果、穏健党を中心に、国民党、中央党、キリスト教民主党の4党からなる保守中道連立政権が誕生し、94年9月まで政権を担当し、その後社民党が政権に復帰することになる。連立政権を構成していた4党の租税政策に

対する見解は様々であるが、同政権の中心であり、議会で最大の保守勢力である穏健党は、91年改革の政治過程の時点から、社民党の租税政策を強く批判してきた。

その主張によれば、これまでの社民党が築いてきた高い租税負担は国民の経済活動における自由を減少させ、経済厚生をロスをもたらしてきたとして、国税所得税の限界税率の引下げや配当課税の廃止により、租税負担率を引き下げていく必要があるとしていた。また、91年改革では最終的に社民党との妥協を図った国民党は、資本所得に対する中立的課税には賛同していたものの、穏健党と同じく税負担の軽減を要求していた¹⁹⁾。そのため、92年から94年にかけて実施された制度改正は以上のような基本的姿勢をもつ保守中道連立政権によっていたこと、95年以降の制度改正は91年改革を主導し、94年に政権に復帰した社民党政権によるものだということになる。

つぎに、経済的背景に目を向けてみよう。図表7は、1981年から2000年にかけてのスウェーデンにおける経済指標の推移を示している。スウェーデン経済は80年代後半の好景気に支えられ、80年代末には失業率は2%を切り、財政収支が黒字化していたことが読みとれる。しかし、90年代初頭のバブル経済の崩壊を受け、急速に状況が悪化していく。91年から3年連続でマイナス成長を記録し、その結果として、93年には、失業率は8.2%、財政赤字は対GDP比で11.9%まで跳ね上がったのである。その後、94年からの景気回復に合わせて財政赤字は縮小していき、98年には黒字化に成功している。また、97年まで8%前後で推移していた失業率も98年から低下し、2000年には4.7%までの改善を示している。

図表7 スウェーデンの経済指標推移



(注) 失業率に関しては、1987年からの統計手法の変更による調整のため、1986年の数値が修正されている。

〔出所〕 SCB, Historisk Ekonomisk Statistik (http://www.scb.se/Pages/List_258712.aspx), Statistisk Årsbok för Sverige より作成。

これらの背景を前提にすれば、1990年代の税制改正は、90年代前半の経済危機下における保守中道連立政権によるものと90年代半ば以降の景気回復期における社民党政権によるものという見取り図を描くことができる。そこでつぎに、これらの政治的・経済的状況を踏まえたうえで、前節までに明らかにしてきた二元的所得税の制度設計に関わる論点を織り交ぜながら制度変化の分析を行うことで、スウェーデンにおける二元的所得税の特質を明らかにしていきたい。

2. 保守中道連立政権による税制改正

1991年10月に発足した保守中道連立政権は、発足後すぐに今後の経済政策の方向性を示す法

案を提出した。同政権は、当時の経済危機を前提にしながらも長期的に経済成長を達成していくことを戦略として、経済のグローバル化、ヨーロッパ統合に対応する経済政策の重要性を説いた。とくに、国際競争力を強化するためには租税負担を軽減する必要があるとの認識から資本課税の軽減を中心とした減税策を打ち出し、これに対応する形で、地方へ財政移転、児童手当や教育補助金、疾病や労災など社会保険給付を含む政府支出の抑制が行われた²⁰⁾。

この基本的戦略に基づいて作成された税制改正法案では、経済成長を阻害する租税政策を是正し、小規模企業活動と貯蓄を促進することを目的とした制度改正が目指されることとなった²¹⁾。同法案によれば、新政権は、限界税率の

引下げや課税における中立性の改善という点で91年税制改革に対して一定の評価をしながらも、国際競争の観点からは依然として不十分として、貯蓄、投資、雇用状況を考慮すれば、更なる税率の引下げが必要になると主張した。また、91年改革において変更が加えられなかった純資産税、相続・贈与税についても貯蓄を促進する観点から改正の必要性を唱えた²²⁾。

その具体的な政策として、まず、資産課税について変更が加えられた。純資産税については、企業の倉庫と在庫を課税ベースから除外し、個人資産のみを課税ベースとするという改正を1992年のうちに実施し、個人資産に対する純資産税も1995年税評価から廃止することが決定された。また、それまで1.5%から2.5%であった累進税率を93年より1.5%の比例税率に変更した。さらに、相続税および贈与税についても、これまで10%から60%までの6段階で設定されていた累進税率の最高限界税率を30%まで大幅に引き下げ、10%、20%、30%の3段階の累進税率に変更することで貯蓄を促進することを意図した。

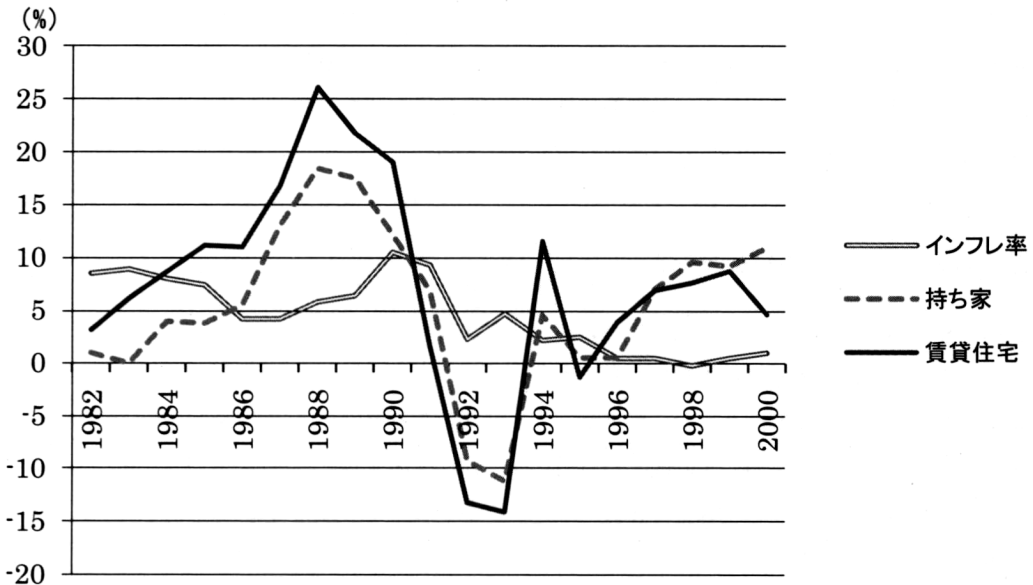
つぎに、資本所得税の税率が1993年より30%から25%へ引き下げられることが決定された²³⁾。その中でもキャピタル・ゲイン、有価証券基金および資産保険からの収益に対する課税は92年から25%に引き下げられた²⁴⁾。この資本所得税率の引下げに合わせて、91年改革において設けられた支払利子の控除に対する制限が変更された。従来の制度では、10万クローナを超える支払利子については、その70%のみが控除対象とされていたが、その制限額を廃止し、税率18%で控除することとなった²⁵⁾。

ただし、資本所得に対する税率の引下げに関しては若干の注意が必要である。というのも、

政府の見解に従えば、家計貯蓄の促進、国際競争力の強化という観点からすれば、税率は20%ないし15%まで下げるべきとの思惑を有していた。しかし、税率の引下げは税引き後実質金利の上昇をもたらし、住宅費用を増加させる。つまり、借入利子が12%であれば、10%の税率の引下げは1.2ポイントの支払利子の上昇を意味していた。また、税率の低下により利子補給金が減少することでも住宅費用は増加する。さらに、税率の引下げは住宅価格の上昇を抑制する傾向があり、これが住宅建設の抑制につながる懸念された。図表8から看取されるように、1980年代後半のバブル景気により高騰した住宅価格は、バブル崩壊により92年には下落を見せている。このような状況において、税制がさらに住宅価格や住宅建設を攪乱するリスクを負うべきではないと判断された。その一方で、一時的な住宅政策に関する配慮から長期的な経済成長が妨げられるべきではないとの見解も併存していた。結果的には両者の間でバランスをとり、25%という税率が選択され、その後の経済状況の変化を見極めながら、更なる税率の引下げの可能性を検討することとされた²⁶⁾。

以上の資産課税と資本所得税に関わる税制改正に続き、1994年には資本所得税と企業課税に関して、とくに二重課税の是正の観点から税制改正が実施された²⁷⁾。この改正に先立ち、財務省と政府委員会から報告書が提出された。財務省提案では、91年改革で導入された非課税準備金である税平衡準備金制度(SURV)を廃止するのにもとにない、法人税率を25%まで引き下げることが提案された。同時に、SURVが果たしていた損失調整機能を代替する手段として、一般準備金制度である期間調整基金(Periodiseringsfonder)の創設が提起された。

図表8 住宅価格の上昇率



〔出所〕 SCB, Historisk Ekonomisk Statistik (http://www.scb.se/Pages/List_258712.aspx)より作成。

この新たな準備金制度は、企業は年間所得の最大30%を基金に配分すると、6年間を限度として控除を受けられるという提案であった²⁸⁾。また、政府委員会からは二重課税の軽減は株主レベルで行うべきで、現在の二重課税の軽減措置であるアネル控除は廃止し、配当およびキャピタル・ゲインに対する税率を半減させるべきであるとの提案がなされた²⁹⁾。

これらの報告書は関係機関に送付され、意見聴取が実施された。多くの経済団体や企業経営者は報告書の提案に賛同しながらも、さらに大胆な改革案を提案してきた。その内容は、配当課税の廃止、法人税率の25%までの引下げ、および一般準備金の創設というものであった。これに対して、LO（ブルーカラー労組）やTCO（公務員労組）といった労働団体からは、1991年税制改革が実施されてまだ間もないことや税制が複雑化するという観点で報告書に対する批

判を寄せてきた。その上で、保守中道連立政権は、これらの意見に対する総合的な判断として、中小企業における租税負担の状況を抜本的に改善することで、経済成長を促進し、雇用状況を改善する必要があるという立場で税制改正を実施することとなった。

その結果として1994年に実施された改正では、まず、配当課税が廃止され、キャピタル・ゲインに対する税率は25%から12.5%に半減された。配当課税の廃止に伴い、これまで二重課税の軽減措置として機能してきたアネル控除は廃止されることとなった。法人税については、表面税率と実効税率の乖離をできるだけ解消するという目的からSURVを廃止すると同時に、税率を28%まで引き下げることとされた。さらに、財務省が提案した期間調整基金は、税率が引き下げられたことを受けて、年間所得の最大25%および5年の限度期間と提案よりも制限を

厳しくする形で導入されることとなった。

全体としてみれば、この改正では、個人事業主に対する負担軽減と二重課税の調整を中心に、短期的には年間35億クローナ、長期的には年間33億クローナの効果が期待された減税政策として制度改正が行われた。

3. 社民党政権による税制改正

1994年9月の国会議員選挙の結果、政権に復帰した社民党政権は、同年11月1日に提出した予算案のなかで、91年税制改革において構築した税制に回帰することを主眼に税制改正を打ち出すこととなる³⁰⁾。まず、租税政策全体としては、91年税制改革は、勤労所得の限界税率の引下げを、勤労所得と資本所得の課税ベースを拡大することで可能にし、効率性と公平性を調和させたものであり、企業課税に関しても中立性を達成するために必要な改革として、政党間で合意を得られていたものだったと述べている。しかし、近年の税制改正では、資本所得に対する中立性を欠いた税制により、効率性、公平性の両面が損なわれており、また二重課税の完全調整問題は、91年改革時点では、どの政党や経営者連盟を含む利益団体からもアジェンダとして取り上げられていなかったはずだとし、保守中道連立政権の税制改正に対する批判を展開した。そのため、新政権下では以下のような制度改正が実施されることとなった。

まず資本所得税については、公平性、中立性の両面を改善することが重要であるとの認識から、これまで保守中道連立政権のもとでなされたすべての税率軽減措置を廃止し、再びすべての資本所得を一括して30%の税率で課税することとなった³¹⁾。また、この変更には短期的な経済政策上の狙いも加味されていた。当時の経済

停滞の要因に家計部門の貯蓄率の上昇による国内需要の低迷があったため、資本所得税を強化し、家計の可処分所得を減少させることで、逆に政府部門を通じた消費の拡大を意図するものであった。

このような景気対策としての側面をもつ制度改正は法人税についても実施された。アネル控除が廃止された状態で、配当所得に対する30%課税が再導入されると、二重課税に対する軽減措置が一切取られないことになる。そこで、企業負担を軽減する何らかの対策が必要とされたが、アネル控除は国際的に見て異例な仕組みであることからその再導入は見送られた。その代替策として、新築、増築、改築にかかる建築費用の半分を直接控除する仕組みを1994年11月から96年5月まで時限的に採用したが、これは、8%を超える高い失業率を低下させる雇用創出策としての建設投資の促進という目的も合わせもっていた。さらに、新規発行株式に対する印紙税を廃止することで企業負担の軽減を行った。

また、純資産税は前政権の下で廃止が予定されていたが、1992年秋に交わされた経済危機に関する合意の中で、それが見送られていた。そこで、社民党政権は、財源調達上の必要と所得分配上の配慮から1.5%の比例税率という現行税率での存続を決定した。

社民党政権による税制改正は、経済危機に起因する財政赤字の解消という財政再建策としての側面も強くもち合わせていた。これまでに触れた資本所得税や純資産税に加え、国税の勤労所得税や不動産税についても増収策がとられた。不動産税は、1996年から97年の2年間という限定で税率が1.5%から1.7%まで引き上げられた。さらに、国税の勤労所得税では、95年か

図表9 国税勤労所得税の課税最低限

	評価所得 (SEK)	税率 (%)	割合1 (%)	割合2 (%)
1991	180,300	20	21	42
1992	197,300	20	17	33
1993	203,500	20	17	35
1994	202,700	20	19	40
1995	221,600	25	15	31
1996	229,000	25	16	34
1997	231,600	25	18	37
1998	238,400	25	19	38

(注) (1) 割合1は20歳以上の人口に占める納税者の割合を示している。

(2) 割合2は20～64歳のフルタイム労働者に占める納税者の割合を示している。

〔出所〕 Skatteverket [2008], p71より作成。

ら98年にかけて税率が20%から25%まで引き上げられた。それにともない、勤労所得税と純資産税の合計納税額が両者の課税所得合計額の55%を超えてはいけなとする制限措置が60%まで引き上げられ、増収効果が期待された。

国税の勤労所得税に関する制度改正でもう1つ興味深いのは、課税最低限の変更である。この課税最低限は毎年インフレ調整がなされるが、図表9に示されるとおり、1995年の税率の引上げにともない課税最低限が、202,700クローナから221,600クローナまで大きく引き上げられた。これにより、同税を納める納税者の割合は、20歳以上人口(割合1)で19%から15%へ、20～64歳のフルタイム労働者(割合2)で40%から31%へと大きく減少している。これは、税率と課税最低限の引上げを組み合わせることによって、より高い所得階層に負担を求めていることを意味している。つまり、社民党政権による財政再建では、一方で、教育・福祉・医療に関わる現金給付の抑制や自己負担の増加という形で中低所得階層に負担を求めつつ、他方で、高所得階層に増税という形で負担

を求め、両者のバランスを図ったということができ、支出抑制と減税に自己負担の増加を組み合わせた保守中道連立政権下での財政再建策とは対照的となっている³²⁾。

社民党政権による税制改正では、企業に対する負担軽減と資本所得税・勤労所得税の負担増加を組み合わせる形で実施され、1995年以降、段階的に税収を増加させていくことが意図され、98年には363億クローナの増収が見込まれた。実際に90年代半ば以降の景気回復に合わせて税収が伸び、98年には前掲図表7で確認したように、財政収支の黒字化に成功することとなったのである。

IV. おわりに

冒頭で設定した2つの課題、すなわち二元的所得税の税制全体における位置づけと政権ごとの政策意図に基づいた制度変化という論点に対する結論を示しながら、本稿を締めくくりにしよう。

スウェーデンにおいて1991年に導入された二

元的所得税の制度的特徴は、資本所得を勤労所得から分離し、地方所得税の平均税率および法人税と同レベルの税率で比例課税することであり、二元的所得税の理念型に非常に近いものであった。同国が二元的所得税の導入に踏み切ったのは、経済のグローバル化が進み、資本の移動性が高まるなかで、資本逃避を抑制しながら経済成長を達成し、同時に税収を調達することが要請されるなかでの選択であった。その意味では、二元的所得税では経済効率性が非常に重視されているといつてよい。理論的にみれば、ロス控除や利子控除を含めたたうえで、資本所得間の租税裁定の可能性を最小化することが中立性の観点から望ましいということになる。

確かに、二元的所得税では資本所得が勤労所得から分離され、比例課税されることとなるが、これは必ずしも資本軽減だけを意図したものでなく、実質的に税収を生み出すことによって垂直的公平を改善する効果も期待されていた。実際に、1990年代後半の景気回復に合わせた資本所得税の税収増は高所得階層の一人あたり納税額の増加による面が大きかった。また、資本所得税内部における公平性の確保にとどまらず、純資産税の存在によって資本所得税は累進的の補完されてきた側面も見逃すべきではない。その上で、税収調達機能と所得再分配機能における主役を担う勤労所得税と役割分担をしながら、全体として効率性と公平性のバランスを図ってきたと評価することができる。

つぎに、政権ごとの制度変化についてまとめよう。本稿で分析してきたように、1991年改革以降のスウェーデンの二元的所得税に関わる税制改正は、二元的所得税の理念型からの変更を多く含むものであった。その推移を端的にまとめるならば、90年代前半の経済危機下における

保守中道連立政権による「成長促進型」の税制改正による二元的所得税からの乖離と、それに続く90年代中盤以降の景気回復期に合わせた社民党政権による「所得再分配型」の税制改正による二元的所得税への回帰であった。

保守中道連立政権のもとでは、資本所得課税、資産課税を中心に租税負担を軽減しながら貯蓄を刺激することで、経済成長を促進し、雇用問題にも対応するという基本的な戦略がとられた。この政策意図に基づけば、二元的所得税の重要な要素となる資本所得間の課税の中立性という理論的利点は後退し、むしろ税率の高さが問題とされた。結果として、長期的かつ持続的な経済成長を促進するには、それぞれの資本所得に応じた税率を設定するという制度設計がとられることとなった。

反対に、社民党政権のもとでは、経済効率性はあくまでも公平性を確保できるかぎりにおいて追求すべきものとして捉えられているといえる。その観点からみれば、公平性を維持しながら、経済成長を追求するために二元的所得税を維持すべきとの政策意図をもっていたといえる。具体的には、資本所得における課税の中立性を維持することで二元的所得税がもつ経済効率性を発揮しつつ、課税の公平性を達成することが意図されていた。さらに純資産税を維持しつつ、国税の勤労所得税についても所得分配に配慮した増収策を取るという形で制度設計がなされたのである。

以上のような政策意図を含めた制度変化を分析することにより、上に示した二元的所得税に対する評価がより明確になり、動態的な制度分析が可能になるといえるだろう。さらに付け加えれば、2006年に誕生し現在政権を担っている穏健党を中心とする保守中道連立政権のもとで

は、純資産額が2007年に廃止され、法人税率が2009年より26.3%まで引き下げられている。本稿では、これらの制度変化に言及することはできなかつたが、現在進行しているスウェーデンにおける租税政策の分析においても、本稿のアプローチは非常に有効であると考えられる。

最後に、近年わが国でも「貯蓄から投資へ」といった政策目標のもとで、税制改革論議が広く行われてきた。その中でも実際の税制として注目を浴びている二元的所得税であるが、金融商品間の選択の中立性や投資リスクの軽減といった観点だけでなく、税制全体で効率性と公平性のバランスを維持するという観点から、社民党政権のもとで二元的所得税の維持してきたスウェーデンの事例は非常に示唆に富むものといえるだろう。

注

- 1) 1991年税制改革の全体像については、伊集 [2004] を参照されたい。
- 2) 馬場 [2002], 125頁を参照。
- 3) 本項の記述は馬場 [2002], 伊集 [2004] によるところが大きい。
- 4) 当時、為替レートは、1ドル=約6.2クローナであり、1クローナ=21円程度であった (SourceOECD Database [2002])。
- 5) 馬場 [2000b], 6頁を参照。その他、株式のキャピタル・ゲインは名目所得で課税されるのに対し、不動産からのキャピタル・ゲインは実質所得で課税されるという不統一に加え、私的年金や国が奨励する貯蓄による利子所得が非課税になっているという問題点も指摘されていた。
- 6) 企業と経済団体は、利潤額の半分までを投資基金に繰り入れることができ、その額の75%はスウェーデン銀行の無利子の特別勘定に預託されることを条件に非課税となった (藤岡 [1992], 146頁)。
- 7) 税制改革の内容に関する以下の叙述は、Swedish Ministry of Finance [1991]によるところが大きい。
- 8) 国税所得税を納める納税者の割合は、1991年改革によって、20歳以上人口の21%、20~64歳のフルタイム労働者の42%となった (Skatteverket [2008], p.71)。
- 9) 伊集 [2004], 64頁を参照。
- 10) 資本所得が純損失を生んだ場合、その30%が他の所得から税額控除されることとなった。その際、投資家が地方所得税、国税所得税、不動産税を納めている場合に

は、この所得の順序で税額控除を受けることができる (馬場 [2001], 120頁)。

- 11) 支払利子が10万クローナを超える納税者は全体の1%に過ぎないことから、実質的には支払利子は全額控除となった (馬場 [2002], 129頁)。
- 12) 正確には、1988年までは法人税 (52%)・利潤配分税 (20%)、1989年には法人税 (40%)・利潤配分税 (20%)・特別利潤配分税 (15%)、1990年には法人税 (40%)・利潤配分税 (20%) という税目および税率が適用されていた (SCB [1992], p.32)。
- 13) その他、二元的所得税の導入に際して、新たに小規模企業に対する課税が問題となった。この点に関する考察については、Sorensen et al. [1998]に詳しい。
- 14) 1991年改革の政策決定過程における所得再分配効果に関する議論については、伊集 [2004]を参照されたい。
- 15) 馬場 [2002], 124頁を参照。
- 16) Skatteverket [2005], p.110を参照。
- 17) 1991年改革で、個人所得税における帰属家賃課税が、おもに税務執行上の理由により廃止されたこととともない、不動産税の税率が0.47%から1.5%に引き上げられた (馬場 [2001], 118頁)。
- 18) 数値はすべて1994年時点のものであり、不動産税については、持ち家および賃貸住宅に対する税率である。税率の推移については図表6を参照されたい。
- 19) 伊集 [2004], 62頁を参照。
- 20) Regeringens Proposition [1991a]を参照。
- 21) 同法案は、一部修正ののちに、1991年12月18日に議会で可決された。
- 22) 同法案に関する以下の叙述は、Regeringens Proposition [1991b]によるところが大きい。
- 23) 1992年秋の経済危機に関する合意により、実際には資本所得全般に対して税率を25%まで引き下げることは95年まで延期されることとなった (Regeringens Proposition [1994], p.52)。
- 24) これと同時に、私的年金保険からの収益に対する課税は、15%から10%に引き下げられた。
- 25) 資本所得税率が30%のままである1992年については、21%の税率で控除する。
- 26) 住宅費用の増加については、1993年に1.2%から1.5%に税率が引き上げられる不動産税の変更と合わせて考慮されることとなった。
- 27) 同改正に関する以下の叙述は、Regeringens Proposition [1993]によるところが大きい。同法案は、一部修正ののち、1993年12月16日に議会で可決された。
- 28) Ds [1993]を参照。
- 29) SOU [1993]を参照。
- 30) 社民党政権による税制改正に関する以下の叙述は、Regeringens Proposition [1994]によるところが大きい。
- 31) 1991年時点でも、国際競争の観点から例外的に扱われていた私的年金保険からの収益に対する税率も9%から15%に戻されることとなった。
- 32) 1990年代のスウェーデンの財政再建築、とくに支出抑制策の内容については、財政制度等審議会 [2006]を参照されたい。

参 考 文 献

- 石弘光 [1999] 「二元的所得税について一利子・譲渡益をいかに課税すべきか」『経済研究所年報』第12号, 成城大学, 5-32頁。
- 伊集守直 [2004] 「スウェーデンにおける1991年の税制改革」『エコノミア』第55巻第1号, 横浜国立大学経済学会, 45-70頁。
- 財政制度等審議会 [2006] 「財政制度分科会海外調査報告書」平成18年5月, 財政制度等審議会 (<http://www.mof.go.jp/singikai/zaisesei-do/tosin/kaigaichyosa1805.htm>)。
- 関口智・伊集守直 [2006] 「税制改革の将来構想—「公平」と「効率」を調和させる」神野直彦・井手英策編『希望の構想』岩波書店, 147-191頁。
- 田近栄治 [2002] 「資本所得課税の展開と日本の選択」『フィナンシャル・レビュー』October - 2002, 財務省財務総合政策研究所, 21-37頁。
- 馬場義久 [2000a] 「Dual Income Tax 論と金融所得税制の改革—スウェーデンの経験をふまえて—」日本の資本市場と証券税制研究会編『資本所得課税の理論と実際』日本証券経済研究所, 35-54頁。
- 馬場義久 [2000b] 「Dual Income Tax と課税の公平」『租税研究』604号, 日本租税研究協会, 4-11頁。
- 馬場義久 [2001] 「スウェーデンの個人資本所得税制—二元的所得税制下の利子控除・ロス控除—」『租税研究』615号, 日本租税研究協会, 118-126頁。
- 馬場義久 [2002] 「スウェーデンの二元的所得税—その到達点と日本への教訓—」『租税研究』636号, 日本租税研究協会, 123-138頁。
- 藤岡純一 [2001] 『分権型福祉社会 スウェーデンの財政』有斐閣選書。
- 森信茂樹 [2003] 「日本型二元的所得税論に対する批判と検討」『国際税制研究』No.11, 納税協会連合会, 79-89頁。
- 森信茂樹 [2005] 「二元的所得税論と金融税制一元化について」『大阪大学経済学』第54巻第4号, 大阪大学大学院経済学研究科, 31-47頁。
- Departmentsserien, Ds. [1993] *Beskatning av enskild näringsverksamhet, m.m. Ändringar i bolagsbeskatningen*, Ds 1993:28.
- Finansutskottets Betänkande [1994] *Vissa Ekonomiska-politiska Åtgärder, m.m.*, 1994/95 FiU1.
- Regeringens Proposition [1991a] *Inriktningen av den Ekonomiska Politiken*, prop.1991/92:38.
- Regeringens Proposition [1991b] *Om Skattepolitik för Tillväxt*, prop.1991/92:60.
- Regeringens Proposition [1993] *Fortsatt Reformering av Företagsbeskatningen*, prop.1993/94:50.
- Regeringens Proposition [1994] *Vissa Ekonomiska-politiska Åtgärder, m.m.*, prop.1994/95:25.
- Riksskatteverket [1998] *Skattestatistik Årsbok 1998*, Centraltryckeriet AB.
- Riksskatteverket [2001] *Skattestatistik Årsbok 2001*, Centraltryckeriet AB.
- Skatteverket [2005] *Skatter i Sverige Skattestatistik Årsbok 2005*, Edita.
- Skatteverket [2006] *Skatter i Sverige Skattestatistik Årsbok 2006*, Elanders Gotab.
- Skatteverket [2008] *Skatter i Sverige Skattestatistik Årsbok 2008*, Elanders i Vällingby.
- Statens Offentliga Utredningar, SOU. [1989] *Det Nya Skatteförslaget - Sammanfattning av Skatteutredningarnas Betänkanden*, SOU 1989:38
- Statens Offentliga Utredningar, SOU. [1993] *Fortsatt Reformering av Företagsbeskatningen Del 2*, SOU 1993:29.

Statistiska Centralbyrån, SCB. [1992] *Skatter, Inkomster och Avgifter*, SCB.

Swedish Ministry of Finance [1991] *The Swedish Tax Reform of 1991*.

Sørensen, P. B. et al. [1998] *Tax Policy in the*

Nordic Countries, Macmillan Press Ltd. 馬場義久監訳 [2001] 『北欧諸国の租税政策』日本証券経済研究所。

(静岡県立大学経営情報学部講師)